

障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みについて

1 趣旨

グループホームは障がいのある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るために必要な「住まい」の場として、大阪市では国制度に加え、本市独自の補助制度により整備を促進しています。

障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであることから、第5期障がい福祉計画においては更なる利用者数の増を見込んでいるところです。

大阪市内において、グループホームの設置は進んできていますが、設置を希望する事業者からは、不動産所有者や周辺住民の方々の理解不足から、住宅の確保に苦慮しており、断念する場合もあるといった相談も聞かれ、グループホームに対する理解が、まだまだ十分であるとは言えない状況が見受けられます。

そこで、障がい者グループホームの設置促進に向けた取組みの一環として、グループホームについての市民の理解促進を目的に、市民向けの障がい者グループホームに関する制度紹介のホームページを掲載します。

2 掲載内容（案）

別添のとおり

※ 「障がい者グループホームのことを知ってください！ ～ 障がい者グループホームで暮らす入居者ご本人、ご家族、ホームの職員、地域の皆さんからのメッセージ ～」については、入居者やご家族、グループホーム職員、家主、近隣住民の方々からの聞き取りを行い、いただいたコメントを元に作成。

3 今後の予定

- ・ 今月開催される障がい者施策推進協議会および各部会において、掲載内容の案を提示し、委員からの意見を踏まえて修正を行う。
- ・ ホームページ掲載時期は、平成 31 年 4 月を予定。

障がい者グループホームのことを知ってください

ページ番号：461579 2019年3月1日

はじめに

地域の中で障がいのある方々が暮らす場所のひとつとして「障がい者グループホーム」があります。障がい者グループホームとは、障がいのある方々が地域の中で少人数で暮らす「住まい」です。

この障がい者グループホームを地域の中で増やしていくためには、市民の皆様や、グループホームに使用可能な住宅物件の所有者の皆様の理解が不可欠です。

そこで、障がい者グループホームのことを皆様に少しでも知っていただくために、このページを作成しました。

誰もが地域で共に暮らせる「共生社会」の実現に向けて

大阪市では、全ての市民が障がいの有無に関わらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものであり、障がいを理由として分け隔てられたり排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう、様々な施策に取り組んでいます。

障がいのある方々がひとりの人間として地域で普通に暮らすことができるために、平成30年3月に策定した「大阪市障がい者支援計画・第5期障がい福祉計画」に基づき、大阪市では障がい者グループホームの開設を進めています。障がいの有無に関わらず、誰もが地域でともに暮らせる「共生社会」の実現に向け、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

「障がい者グループホーム」とは

障がい者グループホームは大切な「住まい」です

障がいのある方は、親元から離れて、あるいは入所施設から出て、地域の皆様と同じように普通に暮らしたいと望んでいます。障がいがあっても他の人と同じように、地域で普通に暮らすことは、人としての当然の権利です。

障がい者グループホームは、そうした思いを実現するために、必要なサポートを受けながら、数人の仲間と一緒に暮らす「住まい」です。「入所施設」とは違います。

障がい者グループホームは、「家庭的な雰囲気の中で暮らせる住まい」であることを大切にしています。そのため、一戸建てやマンション、公営住宅等の住戸をそのまま利用しているグループホームが多く、入所施設とは違って、それぞれ2人から数人程度の少人数で暮らしています。

障がいのある方にとってグループホームは、地域で暮らすための「かけがえのない住まい」であることをぜひご理解いただき、入居を拒否したり、開設に反対したりしないでいただきますようお願いいたします。

入居者の暮らしを支えるために

入居者の暮らしを支えるために、障がい者グループホームの職員として、食事や入浴の準備、所持金の管理等を行う世話人や、身の回りのことに関する介助等のサポートを行う生活支援員がグループホームの中で働いています。職員がグループホームに泊り、夜間も入居者のサポートを行っている場合もあります。

障がい者グループホームは、正式な制度名称を「共同生活援助」といい、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく福祉サービスのひとつとして運営されています。

障がい者グループホームの運営は、社会福祉法人や特定非営利活動法人、株式会社など民間の様々な法人・団体により担われています。このサービスを提供するにあたり、運営法人は必要な職員配置や設備等の基準を満たし、所在地の自治体の指定(許可)を受けています。入居者一人ひとりの障がいの状況に合わせて職員を配置するよう基準が定められており、入居されている方が必要とするサポートを受けて安心して暮らせる仕組みとなっています。

障がい者グループホームでは、どのように暮らしているの？

障がい者グループホームでの暮らしは、一般の家庭生活と変わるところはありません。

多くの方は、朝起きて、身支度・朝食を済ませて自宅から職場や学校に出勤・登校し、夕方・夜に帰宅。夕食・入浴を済ませたら、趣味など自分の時間を過ごし、夜半には眠りについて一日を終える、といった過ごし方ではないでしょうか。

障がい者グループホームの入居者も、基本的には同じような一日を過ごしています。日中の時間帯は、グループホームから勤め先に出勤して働いている人もいれば、日中活動の場に通って活動している人もいます。

休日も、入居者はグループホームの中でゆっくりと休息をとったり、友達や付き添いのヘルパーと一緒に好きな場所へ遊びに出かけるなど、皆様と同じように過ごしています。

障がい者グループホームには、どのような人が暮らしているの？

障がい者グループホームには、様々な障がいがあり、食事・入浴等の介助や、掃除・洗濯等の家事などで支援を必要とする方々が入居しています。入居者の年齢も、20歳前後の方から65歳以上の方まで様々です。

入居するためには、お住まいの区の保健福祉センターに障がい者グループホームの利用に係る申請を行い、支給決定を受けることで入居が可能となります。

障がい者グループホームで暮らす入居者ご本人、ご家族、グループホームの職員、地域の皆さんからのメッセージ

障がい者グループホームに入居しているご本人や、そのご家族、グループホームの職員、近隣に住む方々や家主の方々の、グループホームに対する思いや皆様へのメッセージをご紹介します。



上記画像をクリックすると拡大します。


障がい者グループホームの事業参入を検討されている法人の皆様へ

・ [障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について](#)

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障がい児支援事業に係る事業者指定に関するページです。

・ [大阪市障がい者グループホーム整備費及び設備整備費補助要綱](#)

大阪市内で新規にグループホームをはじめるにあたり、準備期間に発生するマンションなどの賃料や工事に係る費用、備品の購入費用に補助を受けることができます。上記ページでは、その補助要綱を掲載しています。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページに対してご意見をお聞かせください [入力欄を開く](#)

このページの作成者・問合せ先

福祉局障がい者施策部障がい支援課

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所6階）

電話：[06-6208-7986](tel:06-6208-7986)

ファックス：06-6202-6962

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

[閉じる](#)

[スマートフォン表示](#)